

答 申 第 152 号
令和 8 年 6 月 2 日
(諮問公第 177 号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号。以下「刑訴法」という。）第 53 条の 2 に規定する訴訟に関する書類に当たり、鹿児島県情報公開条例（平成 12 年鹿児島県条例第 113 号。以下「条例」という。）の適用を受ける公文書に該当しないことを理由に不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、条例第 5 条の規定に基づき、令和 7 年 6 月 6 日付けで、「新型コロナウイルス感染症の県の宿泊療養施設に派遣された女性看護師が、この施設内などで〇〇の男性職員から性的暴行を受けたとして告訴した事件（鹿児島県警が令和〇年〇月〇日に告訴状受理、令和〇年〇月〇日に強制性交容疑で検察庁に書類を送致、鹿児島地検が同年〇月〇日に不起訴処分）について鹿児島県警が検察庁に事件を書類で送致した際、検察庁に求めた「処分に関する意見」（犯罪の事実及び情状等に関する意見、「嚴重処分」や「相当処分」など）が分かる文書」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和 7 年 6 月 13 日付け鹿捜一第 136 号で、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、令和 7 年 6 月 26 日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示させるとの裁決を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 請求対象としたのは、告訴状を受理しなかったとして鹿児島県警が〇年〇月、〇〇警察署に勤務していた警察官らを「所属長注意」などとした事件である。告訴状の「受け渋り」に関して問題があったと県警が自ら認めたからこそ、こうした対応を取ったわけで、その後の捜査も適切だったのか、広く市民の目で検証する必要があると考える。

イ 被告訴人の父親は県警の元警察官である。被告訴人が〇〇警察署に相談した際には

父親の同席が認められたのに、告訴人が告訴状を提出に同署を訪れた時には弁護士の同席を拒まれたこと、被告訴人は同署から「事件にならないと言われた」と周囲に説明していたことが明らかになっている。

ウ 一連の経緯から、県警が身内かばいで事件をもみ消そうとしたり、捜査に手心を加えたりしたのではないかとの疑念が生じ、県議会のみならず、参議院予算委員会でも事件が取り上げられた。県警は関連文書を積極的に開示し、県民の疑念を払拭する必要があると考える。特に今回請求した「処分意見」は、県警の捜査結果を端的に示すもので、開示の必要性が大きい。

エ 決定で、県警は「刑訴法第 53 条の 2」を不開示の理由に挙げた。「訴訟に関する書類」に該当し、条例が援用する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）の適用から外れるとの主張であると解される。一方で「刑訴法第 53 条第 3 項」は「日本国憲法 82 条第 2 項ただし書きに掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない」と定める。このただし書きは、国民の権利が問題になっている事件の裁判は、常に公開されなければならないと規定する。この事件の告訴罪名は強制性交で、人権に直結する性質の内容である。刑訴法第 53 条第 3 項の趣旨から考えると、不起訴事件でも公開の法廷に準じた開示の必要があると考える。

オ 請求人は報道機関である。プライバシーの保護には常に細心の注意を払っていると広く認められた存在で、開示が関係者のプライバシーを侵害する恐れはない。

カ 書類送検時の意見書の内容は、多くの事件で警察の公式発表を基に報じられており、非公開とする情報には当たらないと考える。

意見内容の公開が最近増えており、今回の不開示決定はこうした流れに逆行するものと考ええる。

また、鹿児島県警が書類送検した事件でも、公式発表を基に報じられたものがある一方で、今回の請求のように開示に応じないのは、事件によって開示、不開示が分かれる恣意的な対応をしていると言える。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

実施機関は、当該開示請求の対象公文書を、強制性交等被疑事件を検察庁に書類送付する際に作成した犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見が記載された送付書と特定した。

本件対象公文書である送付書に記載する一般的な内容としては、以下のとおりである。

ア 犯罪事実について

犯罪事実は、抽象的なものではなく、犯罪捜査によって得られた証拠に基づいて具体的事実（犯罪の主体、共犯関係、犯罪の動機・原因・目的、犯罪の日時、犯罪の場所、犯罪の客体、犯罪の方法、犯罪の行為と結果等）を記載。

イ 犯罪の情状等に関する意見について

第一次捜査機関として実際に捜査を行った司法警察員が、捜査により収集した証拠に基づいて事件全体を総括し、公訴権を有する検察官に対して、当該事件の事実認定上及び法律適用上の問題点を示すとともに、犯罪の情状及び被疑者の処分に関しても意見を付し、検察官が事件を処分する際の参考に資するものとされている。

一般的には、被疑者の性格・経歴・学歴・職業・家庭状況・生活環境・資産状況・交友関係・監督者等の有無や前科・前歴の有無、犯行の動機や態様、被害の内容、被害者感情と処罰意思、被害弁償の有無、余罪の有無などがある。

また、処分に関する意見は、第一次捜査機関が事件全体の情状を総合してその結論を記載するもので、極めて重要であるとともに、送致（付）を受けた検察官が起訴・不起訴の処分を決するの参考となるものとされており、司法警察員は捜査の責任者として、誠実、かつ、公正な意見を率直に記載することが必要とされている。

なお、犯罪の情状等に関する意見の中で、処分に関する意見は、実務上、司法警察員が起訴相当事案であると判断した場合に付す「嚴重処分願いたい」、起訴・不起訴の限界事例で、司法警察員としては、起訴・不起訴のどちらが相当か判断に迷う場合に付す「相当処分願いたい」、起訴猶予を相当とする場合に付す「寛大処分を願いたい」、起訴するに足りる十分な証拠がないと認める事件や起訴できない事由がある場合に付す「しかるべく処分を願いたい」の 4 つに分けて使用されている。

ウ 起案文書等の他の公文書にも記載することがあるか

犯罪捜査規範第 201 条の規定に基づく犯罪事件処理簿に、犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見欄があり、同所に記載することがある。

なお、検察庁に本件対象公文書を送付した際に、本件対象公文書以外に送付した書類としては、告訴状、司法警察員作成の捜査報告書、関係者の供述調書、証拠品関係書類、被疑者に関する犯罪経歴・前科等の照会結果などの犯罪捜査の過程において作成・取得した捜査書類一式である。

本件対象公文書は、現在、当該被疑事件の捜査を行った〇〇警察署において、検察庁へ送付した捜査書類一式の写しを簿冊にして保管している。

(2) 対象文書作成の法的根拠について

ア 告訴・告発を受けた司法警察員の手続については、刑訴法第 242 条において、「司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。」と規定している。

イ 事件の送致又は送付の方法については、犯罪捜査規範（昭和 32 年国家公安委員会規

則第 2 号。) 第 195 条において、「事件を送致又は送付するに当たっては、犯罪の事実及び情状等に関する意見を付した送致書又は送付書を作成し、関係書類及び証拠物を添付するものとする。」と規定している。

(3) 行政機関情報公開法の適用除外について

ア 刑訴法第 53 条の 2 第 1 項は、「訴訟に関する書類及び押収物については、情報公開法及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）の規定は、適用しない。」と規定している。

イ 同項の訴訟に関する書類について、文献では、「刑事の被疑事件・被告事件に関して作成された文書を意味する。捜査中の事件記録、公判中の訴訟記録、公判不提出記録、不起訴記録、刑事確定訴訟記録等を含む（青林書院・大コンメンタール刑訴法〔第 3 版〕）。」としている。

(4) 条例の適用除外について

ア 条例第 30 条は、「法令の規定により、情報公開法の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例の規定は、適用しない。」と規定している。

イ 本条は、国の制度との整合性を考慮し、本県においても、刑訴法第 53 条の 2 第 1 項の規定に該当する文書については、条例の規定を適用しないことを定めているものである。

ウ 本件対象公文書は、前記 3(1)記載のとおり、強制性交等被疑事件において作成された訴訟に関する書類に該当するものであり、刑訴法第 53 条の 2 第 1 項の規定により情報公開法の適用除外とされていることから、条例第 30 条により適用除外となる文書である。

エ 審査請求人は、審査請求の理由として、刑訴法第 53 条第 3 項の規定を挙げて、「刑訴法第 53 条第 3 項の趣旨から考えると、不起訴事件でも公開の法廷に準じた開示の必要があると考える。」と主張するが、本件対象公文書が訴訟に関する書類に該当する以上、条例第 30 条の規定により条例の規定の適用を受けないことは明らかである。

(5) 結論

以上のとおり、本件対象公文書は強制性交等被疑事件の捜査において作成された訴訟に関する書類に該当し、条例の適用除外に当たる文書であり、原処分は適法かつ妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第 15 条に基づき公表しています。

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 7 年 7 月 11 日	諮問を受けた。
8 月 15 日	実施機関から弁明書の写しを受理した。
9 月 17 日	実施機関から反論書の写しを受理した。
令和 8 年 2 月 25 日	諮問の審議を行った。
3 月 25 日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
5 月 27 日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

実施機関は、本件対象公文書について、強制性交等被疑事件を検察庁に書類送付する際に作成した犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見が記載された送付書であると説明している。

また、実施機関は、本件対象公文書について、刑訴法に基づく「訴訟に関する書類」に該当し、条例第 30 条の規定により、適用除外であるとして本件処分を行っている。

イ 条例第 30 条について

条例第 30 条は、「法令の規定により、情報公開法の規定を適用しないこととされている公文書については、この条例は、適用しない。」と定めており、また、刑訴法第 53 条の 2 第 1 項においては、「訴訟に関する書類」については、情報公開法の規定は、適用しないとされていることから、以下、本件対象公文書の「訴訟に関する書類」該当性について、検討する。

ウ 「訴訟に関する書類」該当性について

刑訴法第 53 条の 2 が「訴訟に関する書類」につき法の規定の適用を除外した趣旨は、これらの書類が典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査や公訴の維持等に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、これらの書類の取扱いを刑事訴訟手続等に委ねることとしたものである。

上記の趣旨から、「訴訟に関する書類」とは、刑訴法第 47 条の「訴訟に関する書類」と同様に、書類の性質・内容の如何を問わず、被疑事件・被告事件に関して作成又は取得された書類をいい、刑訴法第 53 条の訴訟記録に限られず、不提出記録及び不起訴記録もこれに該当するものと解され、裁判所ないし裁判官の保管する書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察員その他の者が保管しているものも含まれると解するのが相当である。

本件対象公文書は、刑訴法の規定により検察官に被疑事件を送致・送付する際に作成される書類であり、「訴訟に関する書類」に該当すると認められる。

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第 15 条に基づき公表しています。

エ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象公文書は、刑訴法第 53 条の 2 第 1 項に規定する「訴訟に関する書類」に該当し、情報公開法の規定は適用されないと認められるので、条例第 30 条の規定により、条例の適用を受ける公文書に該当しないとして、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

オ その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。